

受講料
無料

売上アップのための 「経営計画作成セミナー」

売上アップのために、自社の事業構造等を見直しながら具体的なアクションプランが作成できる2日間の短期集中講座を開催します。

作成した経営計画で販路開拓に取り組むと、**最大50万円（補助率2/3）**が支給される補助金の申請もできます。

このチャンスに売れる仕組みづくりを学びましょう。

対象者：小規模事業者

小規模事業者については裏面を！

定員：各会場50名



個別相談会（10：00～12：00）

希望者（予約制）を対象に個別相談会を開催します。経営計画作成にあたりご不明な点などをじっくりご相談ください。一人当たり、30分程度です。

セミナー（13：00～16：00）

- ・売上アップのための経営計画作成の意義
- ・経営計画立案の考え方・進め方
- ・顧客ニーズと市場の動向
- ・自社や自社の提供する商品・サービスの強み
- ・経営方針・目標と今後のプラン



カリキュラム

	1日目	2日目
10:00～12:00	個別相談会 (予約制)	個別相談会 (予約制)
13:00～16:00	*中小企業を取り巻く環境について *経営計画作成の意義や目標 *自社の外部・内部環境を考える	*経営計画作成の進め方 *持続化補助金の趣旨、募集、申請について

※カリキュラムは変更になる可能性があります。

2日間連続のセミナーとなっております。
必ず2日間お越しください。

開催日	会場	担当講師
3月5日(木)、6日(金)	荒川商工会館 村上市羽ヶ榎104-44	中小企業診断士 土田正憲 コアコンサルティング 代表
3月9日(月)、10日(火)	長岡新産管理センター(大会議室) 長岡市新産2-1-4	中小企業診断士 土田正憲 コアコンサルティング 代表
3月9日(月)、10日(火)	佐渡インフォメーションセンター (多目的ホール) 佐渡市両津夷384-11	中小企業診断士 佐野盛也 ベクトルプラスコンサルティング 代表
3月11日(水)、12日(木)	柿崎商工会館 上越市柿崎区柿崎6090-1	中小企業診断士 佐野盛也 ベクトルプラスコンサルティング 代表
3月17日(火)、18日(水)	魚沼市地域振興センター (コンベンションホール) 魚沼市吉田1144	中小企業診断士 小松俊樹 衛エム・シー・エー 代表取締役
3月18日(水)、19日(木)	新潟県商工会館 新潟市中央区新井町7-2	中小企業診断士 今井進太郎 グローバルマーケティング㈱ 代表取締役

この用紙をFAXしてください。

売上アップのための「経営計画作成セミナー」参加申込書

新潟県商工会連合会 広域指導センター 行
(FAX 025-285-1252)

事業所名						
所在地	〒 —					
TEL		FAX				
参加者氏名						
会場 (いずれかに○印)	荒川 3/5・6	長岡 3/9・10	佐渡 3/9・10	柿崎 3/11・12	魚沼市 3/17・18	新潟 3/18・19
個別相談会 (相談会に希望する 方のみ○印)	10:00～の個別相談会に申し込む方は、希望する時間に○を付けてください。					
	10:00～10:30	10:30～11:00				
	11:00～11:30	11:30～12:00	時間希望なし			

※記載いただきました個人情報、主催者において実施する事業以外には使用いたしません。また、承諾なく第三者に提供することはございません。

※受講票はお出しません。定員超過によりお受けできない場合と個別相談会参加者に限りご連絡いたします。

※個別相談会の時間の割振については、調整の都合上、ご希望時間に添えない場合がございますことをご了承ください。

作成した経営計画に基づいた売上アップを実現させる販路開拓に取り組んで 最大50万円が交付される補助金を申請しませんか？



【小規模事業者持続化補助金】

- 小規模事業者（※）を対象に、商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限：50万円。
- 販路開拓や売上増を目的とする事業計画であれば対象となります。
- 以下の場合に補助上限が100万円に引き上がります。
 - ・雇用を増加させる取組
 - ・従業員の処遇改善に取り組む事業者
 - ・買い物弱者支援の取組
- グループで事業に取り組む共同事業は、参加事業者数×50万円（1事業者の補助金上限）まで補助します。全体の補助上限：500万円
(買い物弱者支援の取組と共同事業については、昨年度に比べ補助上限を改め、重点的に支援します。)
- 例えば・・・
 - *新たな顧客層の取り込みをねらった広告宣伝のチラシを作成する費用
 - *店舗を改装し、幅広い年代層の集客を図るための費用
 - *買い物弱者のために移動販売をするための車両購入 などなど・・・

※小規模事業者とは、商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は常時雇用する従業員数が5名以下、製造業・その他（サービス業のうち宿泊業・娯楽業を含む）は常時雇用する従業員数が20名以下の事業者です。

補助金について詳しくは、お近くの商工会までお問い合わせください。

【セミナー・相談会のお問合せ】新潟県商工会連合会（担当：広域指導センター）

TEL:025-283-1311 FAX:025-285-1252 Mail: nicenter@shinsyoren.or.jp